

上里町早期不妊検査費助成金事業の
「よくある質問」を掲載します。



Q助成の対象者となる要件は何ですか？

A以下の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 法律上の婚姻関係にある夫婦及び事実婚関係にある夫婦であり、助成金の交付申請日において、双方または一方が上里町に住民登録をしていること
2. 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること
3. 町税に滞納がないこと
4. 医療保険各法における医療保険に加入していること
5. 夫婦共に不妊検査を受けていること
6. 特定不妊治療による助成金等、他の助成金を受けていない不妊検査に係る経費であること

Q事実婚ですが助成の対象者となりますか？

A対象になります。

戸籍謄本や事実婚関係に関する申立書等が必要になる場合がありますので、事前にお問合せください。

Q現在夫が単身赴任により町外在住者ですが助成の対象者となりますか？

A夫婦の一方が上里町に住民登録があり、他方が町外在住者である場合において、他方の住居地で助成を受けていない場合は申請できます。

Q助成の対象となる検査はどのようなものですか？

A・夫婦が共に受けた不妊検査で、検査開始日のどちらか早いほうの日から1年以内のも検査。

・医師が不妊症の診断のために必要と認める一連の検査。

Q助成金額はどのくらいですか？

A対象となる検査に要した費用の自己負担額を助成します。ただし、2万円を限度とします。

Q助成金は何回受けられますか？

A同一夫婦1組に対し、1回限りとなります。

Q申請するには何が必要ですか？

A以下のものが必要になります。

	書類名	注意事項等
1	上里町早期不妊検査費・不育症検査費助成事業申請書（様式第1号）	夫婦で1枚ご提出ください。油性ボールペンをご使用ください。訂正する場合は、訂正印が必要です。
2	上里町早期不妊検査助成事業に係る実施証明書（様式第2号）	受診した医療機関等で作成を依頼してください。発行に時間がかかる場合があります。
3	不妊検査費に係る領収書及び明細書（原本）	原本を提出いただきますが、受付印等を押印し、コピーを取らせていただいたのちお返しいたします。
4	戸籍謄本	住民登録で婚姻関係が確認できない場合必要となります。

5	事実婚関係に関する申立書	事実婚の夫婦のうち、住民票上で同一世帯でない夫婦の場合必要になります。
6	振込先の支店名・口座番号が確認できるもの（通帳の写し）	申請者名義のものでお願いします。申請者名義でない場合は自署の委任状が必要になります。ネットバンク等の場合はWEBから口座情報を印刷してお持ちください。
7	医療保険証	夫婦それぞれの名前が確認できるものをご用意ください。
8	印鑑	朱肉を使用するものをご用意ください。 * 申請書類に不備等があった場合に使用いたします。

Qいつまでに申請すればいいのですか？

A 検査期間の終期の属する年度末（3月31日）又は、検査開始日から1年を経過した日の属する年度内のいずれか早い日。ただし、検査期間の終期又は、検査開始日から1年を経過した日のいずれか早い日が1月1日から3月31日までの間に属する場合については、翌年度6月30日まで申請を行うことができます。

Q申請をしてからどれくらいで振り込まれますか？

A 当月の申請件数により変動しますが、目安として、書類の不備等がなければ申請書受理日から、概ね1か月で決定通知書を発行し、そこから約半月後に指定口座への振り込みを行います。

なお、振り込み完了の連絡、通知等はしておりませんので、入金は通帳記入等により自身でご確認ください。



ご不明な点は、保健センターにお問合せください。
事前のご相談もお待ちしております。

上里町保健センター 電話 0495 (33) 2550